

本願寺絶対主義教権確立の一前提

—本末制度と寺格の關係を中心に—

児 玉 識

はじめに

ここ数年来、私は西日本—それも主として長州藩—における近世本願寺教団史の研究に関心を抱き、数度にわたり私見を述べて来ているが、これは単に史料が入手し易いという現在の私のおかれてある地理的条件によるだけではなく、実は近世および近代社会における本願寺教団の展開のあとをたどるとき、従来の東日本—特に北陸方面—の史料を中心とした研究成果にもとづく通説では説明出来ない点のあることをしばしば感ずるからにはかならない。

例えば、明治初年のすぐれて開明的と言われる本山改革や、他宗にさきがけて行つた積極的な海外布教活動などの原動力はどこから出たのか、またそれをリードした明治本願教団のエリートや、更に逆のぼつて、江戸時代後期における本山教学の発展に寄与した僧侶の出自が必ずしも伝統的大寺院ではなく、中小寺院出身僧が可成り多いのは何故か等の問題についてこれまでの主として東日本の史料に頼つていた本願寺史研究の通説からは十分な説明が出来ないように思えるからである。

このような点に関する考察が不十分である原因の一つは、近世本願寺教団をきわめて固定化し制度化したものとしてみれば、その中に内在していた躍動的な側面を見失つていたからであろうが、それを見失つた最大の原因は、同じ本願寺教団内においても寺院形態に著しい地域差があるにもかかわらずそれを全く考慮せず、東日本—特に北陸—方面の史料を中心として本願寺教団を一律に論じて来た点にあるのではないかと考へる。何故から、すでに別稿で強調したごとく、同じ本願寺末寺といえども北陸方面と西日本瀬戸内沿岸とは寺院形態に著しい違いが見られ、もし前者を中心に考へるならば本願寺教団は末寺相互間にきわめて濃厚な封建的主従關係を含むものとなり、後者を中心とするときはその逆の傾向を有するものとして把握されることとなるからである。そしてこれまでの研究の

多くが前者に力点をおきすぎたため、近世仏教と近代仏教の連続性を見出すことが出来ず、いたずらに断絶面のみを強調する結果に終つていたのではなからうか。

しかしながら、本願寺教団は実際には前者・後者共に包含したのであり、従つて近代教団を論ずるとき近世教団からの連続・断絶両面を考慮することが重要であると考えられるのであるが、本稿では特に連続面のあることを強調する方法として近世末期の本願寺教団における寺格と本末制度の關係をとりあげ、本願寺教団においては近世末期にすでに伝統に拘泥せず封建的關係を否定する要素が一面にあつたことを指摘したい。

註 一般に本願寺教団という場合、東派（大谷派）・西派（本派）両方含まれるが、本稿で扱うのは主として西派の場合であつて「本山」あるいは「本願寺」と記したのはいずれも西本願寺を指すのである。

近世社会における仏教各宗教団にはそれぞれ独自の本末制度と寺格があり、各寺院はこの両者によりその教団内での位置が決定されていたことは周知のところである。即ち、本末制度が「個別的に各寺院間の階層的な統属關係」を示すものであるのに対し、寺格は「教団全体における寺院・僧侶の階級的な序列」²⁾を示し、この両者によつて各寺院の本山に対する關係が明示されていたのであり、従つて近世仏教史を考察するに當つてこの両者の研究がきわめて肝要であることは説明を要しないところである。

しかるに従来、本末制度に関しては若干の報告がなされているものの、寺格については研究者の関心が薄く、ましてこの両者の關係についてはほとんど手がつけられていないような状態である。おそらくこれは本末制度における上位の寺院は寺格においても上位に位置していただであらうと常識的に推測され、それ以上の研究意欲をそそらなかつたためであらう。しかし、後述するごとく西日本におけ

る本願寺教団の場合、必ずしも本末制度上の上位寺院が寺格も高いとは限らず、両者が照応しないケースがあるところにこそこの教団の特色があるように思われるのである。そこで、この両者の関係を探るに先立ち、まず本願寺教団における本末制度そのものを今少し掘り下げてみることに始めよう。

元来、近世の本末制度は「幕府の各宗教団に対する行政的な統制機構として法的に定められた³⁾」ものであるが、その原型はすでに中世社会において成立していたものであり、それを「江戸幕府はそのまま認め各宗本山の権力下に制度化したものである⁴⁾」と言われている。従って本末制度研究にはその原型である中世の本末関係が如何にして成立したかが問題となるのであるが、この点に関しては千葉乗隆氏が「近世真宗教団の本末構造⁵⁾」において種々のケースをあげて説明しておられるのが参考になる。氏の説かれるところに従って本末関係成立の原因をあげると次のごとくである。

まず真宗以外の寺院について次の六つのケースをあげておられる。

- (1) 伽藍構成の上より発生した本末関係
- (2) 寺領荘園関係による構成
- (3) 有力寺院の圧迫による本末構成
- (4) 権力者の圧迫回避のための本末構成
- (5) 法流師資の関係より成立した本末構成
- (6) 在地有力者による地域的な本末構成

以上六つのケースをあげ、真宗寺院における本末構成は原則として(5)の法流師資の關係に基きっているとされる。つまり「師匠」と「弟子」の關係や本山より本尊下附の際に取次をする「手次坊主」と「弟子」という法流師資の關係に法縁關係によって生じた上下階層の系列が基礎をなしており、その上に世襲を原則とする真宗教団独特の血縁による關係が交錯していることを強調された。そして更にこの本末關係には五段階六段階にもおよぶ本末上下の階層をなす場合のあることや、また本願寺や藩権力等によって本末制度の変更される特殊な場合のあること等を示し、本末制度研究の上に貴重な史料を多く紹介された。千葉氏の右の説は広く承認されており私も異存はない。従って私がいまここで取りあげたいのは千葉論文の批判ではなく、千葉氏の言われるごとくして生じた本末の上寺と下寺の成立時期の問題である。というのは元来、真宗寺院には成立年代を示す史料はきわめて稀であるし、また現存の寺伝縁起等もほとんど信用出来るものはなく、その成立年代は不明の場合が多いのであるが、千葉氏の言われるごとくして本末

關係が生じた場合、それが法縁的であれ血縁的であれ、少なくとも下寺は上寺より成立時期が遅れているか、または同時期であって、上寺よりも下寺の方が早く成立したことはほとんどなかったと考えられ、上寺下寺の本末關係を知ることから二者のうちいずれの寺院が旧いかの見当をつけることは可能のように思えるのである。あるいは成立時期の前後までは不明であるにしても本願寺への帰參の時期は上寺の方が下寺よりも早かったと見ることは出来よう。また、一步ゆずって同時期に成立の寺院であっても、一方が上寺、他方が下寺となつてくる場合、それは中世において前者の方が後者よりも有力寺院であつたらうと考えられるし、また下寺を多数擁する寺院は何らかの由緒ある寺院であろうと推測される。

従って近世における本末關係からわれわれは一地域内においていずれの寺院が伝統的寺院であつたかを探る一つの手がかりを得ることが可能となるのである。勿論、近江国種村本行寺のごとく近世初頭に至つて本願寺の援助により急激に末寺の増加した寺院や、逆に中世には備後山南光照寺以下多数の末寺を擁していたものが近世初頭に本願寺の命により本行寺へ末寺を奪われて疲弊して行く相模国野比最宝寺のごとき例外的な場合もあるが、全般的に見て末寺を多数擁する寺院は中世においてすでに相当の有力寺院であつたと考えられる場合が多い。例えば、中国・九州方面において多数の末寺を有する寺院としては備後の光照寺、同照林坊、安芸の仏護寺以下十二坊、周防の善宗寺、豊前の長久寺、豊後の専想寺などが特に有名であるが、これらはいずれもすでに中世において活躍していた由緒深い大寺院である。従つてここからも末寺数の多い寺院は伝統的寺院であつたと推測されるのであるが、これは本末關係が千葉氏の説かれるごとくして成立したことを思えば当然のことである。つまり一般寺院はその地方の有力寺院を手次として本願寺からの本尊・寺号下附を受けることによつて本願寺傘下に入るとか、またはその有力寺院の弟子が開基するとか、あるいはその有力寺院の血縁者が分離独立するとかのケースを経て一寺院となつたためその間に上寺・下寺の本末關係が成立する場合が多かつたのであろう。

そこでこれから扱う長州藩真宗寺院の場合、各寺院の近世中期以前の歴史はほとんど不明であるが、ただ末寺の多少によつて伝統的寺院と非伝統的寺院とを区別し、これをもとにして論を進めて行くことにしたい。

勿論、末寺(下寺)も寺中(塔中)も全然持たないで、しかも中世以来有力寺院であつたものもあるかも知れないが、現在のところそのような寺院は史料的に全然確認出来ないし、逆に四・五ヶ寺以上の末寺を有する寺院はいずれも「社寺

由来の「所載の寺伝（これをそのまま信用することは出来ないが）においても由緒ある寺院として記されており、やはり全般的に見て末寺（下寺）を多く有する寺院は末寺を持たぬ寺院よりも伝統的寺院である場合が多いと見て間違いないからう。

さて、右のごとく末寺数の多い寺院を一応、伝統的寺院と見ることが許されるなら、先に掲げた問題に本願寺教団における本末制度と寺格の関係という問題の設定は本願寺教団における「伝統」と「寺格」の関係という問題になる訳である。つまり右の観点に立つことによつてわれわれは近世本願寺教団において中世以来の伝統に中世的権威は如何に扱われたかという課題を寺格との対応関係を探ることを通じて把握する道が開けて来るのである。いうまでもなく、それは右のこのみからでは不十分であるが、しかし、「伝統」と「寺格」との関係を探ることは少なくとも近世本願寺教団の性格を知る上の一つの手がかりとはなると思う。

二

同じ真宗地帯でも長州藩と加賀藩とで寺院形態が著しく異なることについてはすでに私が別稿で説明したことがある。その際私は一寺院の擁する且家数の比率にそれが最も端的にあらわれていることを強調したが、しかし、両者の違いはそれだけではなく本末制度の上においても見られる。この点に関しては近く私見を発表することとなっているが、本稿の立論上必要な部分だけに附言しておく。

千葉氏も先の論文で真宗教団の本末制度には重層的なものがあるとして「故実公儀書上」の中の次の例を承けておられる。

京六条境内 六条境内 芸州 同国
西本願寺—興正寺—東 坊—仏護寺—光福寺—西品寺—順教寺—光顔寺
右は重層の本末関係の一例としてしばしば引用される史料であるが、しかし、このような幾層にも連る重層の本末関係は西日本一帯においては決して珍しいことではなくむしろ一般的である。例えば長州藩安下庄安楽寺は左のごとく善教寺以下五つもの中本寺をもつ最末端の寺院である。

堺 周防国富田 同国余田 同国室津 同国平郡 同国安下庄
西本願寺—善教 寺—善宗 寺—明顯 寺—常満 寺—浄光 寺—安楽 寺
ところで、右の系列のうち下の三ヶ寺の且家数を「防長風土注進案」より比較して見るに常満寺が三〇七戸、浄光寺が二九戸、安楽寺が四七七戸であつて、

下寺の安楽寺の方が且家数においては上寺の常満寺・浄光寺よりも多く、ここに上寺下寺の本末関係における上位の寺が必ずしも且家数多いとは限らないことがうかがわれよう。

しかもこのような例は長州藩においては決して珍しいことではなく、明治初年の「本末寺号明細帖」にはこの他にもかかる現象が多く見られる。第一表はその一部を示したにすぎないが、ここからだけでもこの地方においては本末制度の上下関係と且家数の多少とは必ずしも照応しないことが明らかである。

第1表 上寺と下寺の且家数の比較（長州藩の一例）

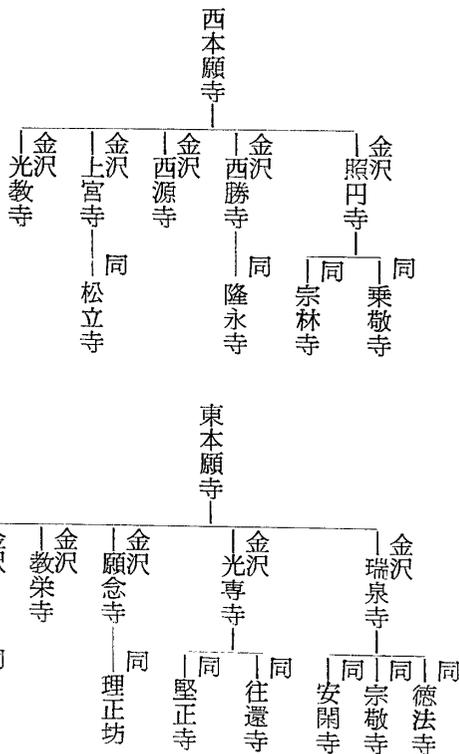
上 寺	所在地	且家数	下 寺	所在地	且家数
端 坊	萩	戸 263	瑞光寺	明木村	戸 194
			尊正寺	上川村	287
			明尊寺	蔵目喜村	115
			西教寺	蔵目喜村	131
			光明寺	小川村	25
			妙権寺	下小川村	440
			玉林寺	上田万村	130
			西法寺	下田万村	148
			安養寺	下田万村	80
			教専寺	江崎村	357
			浄蓮寺	須佐村	374
			光讚寺	須佐村	111

山口県文書館所蔵『寺院明細帖』より作成。

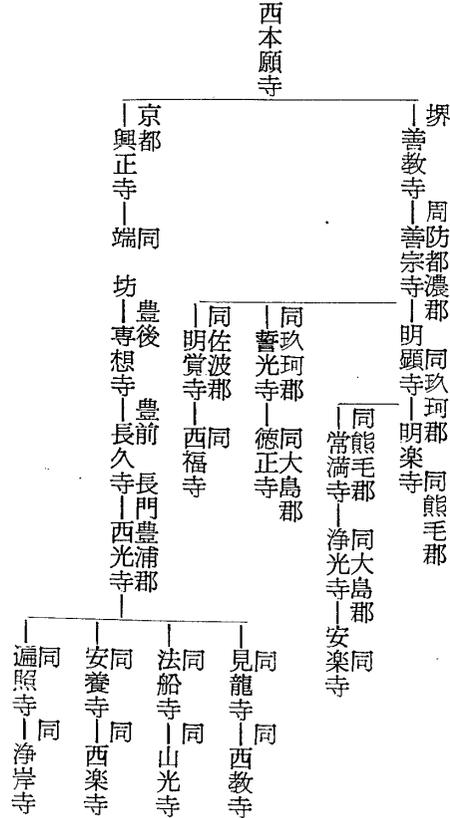
しかも、寺領を持たず且家の懇志を最大の財源とする真宗寺院では、且家数の多少が寺院経済を大きく左右するところからみて、近世末期の長州藩では、本末関係における上寺が必ずしも下寺よりも経済的に優勢であったとは言えず、むしろ逆の場合もあったと考えられるのである。

ところで、同じく明治初年の「本末寺号明細帖」でも加賀藩の場合には右のような現象は全く見られない。即ち加賀藩の「本末寺号明細帖」には五段階・六段階と連る重層の本末関係は見られず、全寺院は本願寺の直末寺かまたはその直末寺の末寺（下寺）であつて、長州藩の場合のごとく更にその下に末寺が連なる

第2図 加賀藩の本末構造の一例



第1図 長州藩の本末構造の一例



という形態は見られない。つまり簡単にその構造の一部を図式化すれば長州藩と加賀藩の場合第一図と第二図のような構造上の違いが見られるのである。勿論、長州藩内にも本願寺直末寺もないことはない。しかし、それはごく一部であつて全体的には重層の本末関係が圧倒的に多い。これに対し加賀藩では全寺院が本願寺直末寺か乃至はその直末寺の末寺であつて、三重・四重と連る本末関係は見られず、長州藩とは全く異つてゐるのであるが、更に注目されるのは上寺（本寺）と下寺（末寺）との且家数の比率がまた長州藩の場合と大きく異つてゐることで

第2表 上寺と下寺の且家数の比較（加賀藩）

上 寺	所在地	且家数	下 寺	所在地	且家数
照円寺	金沢五宝町	748	乗敬寺	金沢五宝町	戸 3
			宗林寺	金沢五宝町	32
仰西寺	金沢三所町	1013	松榮寺	金沢三所町	3
			乘円寺	金沢三所町	11
			周光寺	金沢千日町	10
光専寺	金沢野町	1783	往還寺	金沢野町	27
			堅正寺	金沢野町	26

金沢市立図書館所蔵『本末寺号明細帖』より作成。

ある。というのは長州藩では上寺必ずしも下寺より且家数が多いとは限らず逆の場合も往々にして見られることを先に示したが、それに対し加賀藩の真宗寺院は東本願寺派・西本願寺派ともに本願寺直末寺とその末寺（下寺）とでは且家数において格段の差が見られるのである。第二表はその一例としてあげたものであるが、すべての直末寺とその下寺との間には大体これと類似した傾向があるのであつて、これと第一表とを比較するだけでも如何に長州藩と加賀藩では上寺下寺の関係が質的に異なるかがわかれよう。要するに加賀藩の場合には上寺は下寺より経済的にも圧倒的に優勢であり、本末制度における上下の関係が経済面における優劣の関係と全く照応している点において長州藩とは対照的なのである。

さて、以上のことがらを確認した上で私が問題としたいのは最初に掲げた本末制度と寺格の関係である。この場合、おそらく加賀藩のごとく本末制度における上寺が下手に対し経済的にも圧倒的に立っている地域では寺格も上寺の方が絶対的に高く、下寺が上寺よりも上位に立つということとはなかつたに違いない。

しかしながら長州藩のごとく且家数が上寺と下寺とで大差がないだけでなく、下寺の方が上寺よりも且家数が多く、従って経済的にも有力な場合すらあり得た地域においては寺格の高低が本末制度の上下と照応しないことも往々にして起り得たのではなからうかと想像されて来るのである。

以下節をあらためてこの点を考えてみよう。

三

近世本願寺教団における寺格としては、享和年間、東本願寺派に平僧・飛簷・余間・内陣・院家が、西本願寺派に平僧・国絹袈裟・初中後・飛簷・三之間・余間・内陣・准院家・筋目院家のごときがあったことが知られているが¹⁾、しかし、寺格の種類は時代によりいろいろと違いがあり、また時代が下るにつれ上位の寺格を有する寺院が次第に多くなったようである。

遺憾ながらこれまで寺格に関する本格的な研究はなされておらず、まとまった史料の存在すら報告されていないのが現状であるが、大分県鶴崎市専想寺所蔵の「防長両国専想寺殿下覚」には防長両国における専想寺末寺百数十ヶ寺の寺格が列記されており、寺格研究上貴重な史料と考えられるので、以下この史料の分析を行なってみよう。

まずこの史料の成立年代が問題となるのだが、史料自体には何ら年代が記されていないので正確なところは分らない。ただ、史料中に宇部教念寺が「本一」と記されているが、「教念寺記録」によると同寺が内陣昇進をとげたのは寛政二年であり、その後、弘化二年まで寺格昇進を行っていないことが確かであるし、また記載様式から見て本末制度の解体する明治初年以前であることも明らかであるので、弘化二年以降、明治初年以前、つまり幕末から明治初年までの約二十年間の時期に作成されたものであらうと考えられる。次に記載様式はまず防長両国中の末寺を郡単位に分け、更に村名・寺格・寺号の順で記している。寺格は(一部記されていないものもあるが)「本一」「一本一」「本二」「一本二」「内列」「一内列」「余間」「外列」「脇」「一脇」の十段階に分れている。

さて、これら十段階のうち上位の寺格を有する寺院は如何なる寺院なのであらうか。

先に、末寺を多数擁する寺院は由緒ある伝統的寺院であることを示したが、伝統と寺格の関係を探るための一方法として一寺院の有する末寺数と寺格を比較したのが第三表である。これは上位五段階までの寺院とその有する末寺数を示した

第3表 末寺数と寺格の関係
(「一本二」以上の寺院の場合)

寺格	所在地	寺号	末寺数
本一	厚狭郡宇部	教念寺	0
一本一	厚狭郡須恵	蓮光寺	4
ク	豊浦郡川棚	安楽寺	1
本二	大津郡俵山	西念寺	1
ク	大津郡波木	浄土寺	8
ク	厚狭郡棚井	浄念寺	14
ク	美祢郡太田	福田寺	1
ク	美祢郡綾木	明林寺	16
ク	美祢郡嘉万	明教寺	2
ク	豊浦郡清末	西光寺	16
ク	豊浦郡神田	法船寺	3
ク	豊浦郡滝部	明専寺	1
ク	豊浦郡滝部	一念寺	0
一本二	豊浦郡殿居	見龍寺	3
ク	豊浦郡滝部	安養寺	3

大分県鶴崎市専想寺所蔵史料および『本末寺号明細帖』より作成。

ものであるが、ここから末寺数と寺格とは必ずしも密接な関係がないことが明らかである。即ち、宇部教念寺・川棚安楽寺・俵山西念寺など末寺零乃至一ヶ寺の寺院が上位を占め、それよりもはるかに多くの末寺を有する寺院が下位に立たされていることが分るが、更に第四表を見れば末寺数と寺格とは全く無関係であることが一層明瞭となる。つまりここから、「内列」以上の寺院だけでなく「余間」

第4表 末寺数と寺格の関係
(「内列」以下の寺院の場合)

末寺数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
寺格									
内列	10	3	4		1				1
一内列								1	
余間	4	1							
外列	1								
脇			1						

「外列」等の寺院ですら末寺を有する場合もあることが分り、末寺を持つ寺院が伝統的寺院であるとするならば、寺格の高低はほとんど伝統の有無とは関係ないことが判明するのである。

では寺格決定の要素となるものは何であらうか。

第五表は寺格の記された寺院の且家数を「本末寺号明細帖」より調べその且家数と寺格とを比較したものであるが、この表から寺格の高低は且家数の多少と深い関係のあることが分る。特に宇部教念寺・須恵蓮光寺・川棚安楽寺の上位三ヶ寺は「本

第5表 巨家数と寺格の関係

寺格	巨家数											
	戸 0~50	51~ 100	101~ 150	151~ 200	201~ 250	251~ 300	301~ 400	401~ 500	501~ 600	601~ 700	701~ 800	801~ 900
本一												1
一本一									1			
本二		1		2	1		3	3				
一本二		1		1								
内列	6	14	17	13	7	2	2	1				
一内列	2	1	1			1						
余間	16	22	8	5								
外列	6	1										
脇	3	2										
一脇	2											

(不明 19)

「二」以下の寺院よりも圧倒的に巨家数が多いところから見てもこれらの寺院が高い寺格を有するのは巨家数||経済力において他より断然優勢であったからに他ならないと考えられるのである。また逆に「余間」「外列」「脇」「一脇」等下位の寺院はいずれも巨家数がきわめて少ないが、ここからも巨家数と寺格に密接な関係のあったことがうかがわれる。

ところで、寺格昇進は周知のごとく由緒による場合もあるが、官金||上納金によつて買得されることが多かったものであり、右のごとく経済力のある寺院||巨家数の多い寺院が高位の寺格を得るのは当然至極のことではある。

しかしながら私が注目したいのは、加賀藩のごとく上寺が下寺よりも経済的に格段と優勢である場合は上寺が必ず下寺よりも上位の寺格を有することとなつて本末構成と寺格に矛盾は起らないが、長州藩のごとき本末構成をなしている地域においては、近世中期以降の本願寺教団の寺格買得制度が中世以来の本末制度と矛盾を生ずる可能性を十分持つていたという点である。即ち、末寺数の多少より

も巨家数の多少が決定的な要因となる寺格昇進においては、上寺より下寺の方が巨家数の多い場合、容易に下寺は上寺より上位の寺格を得て、本山出仕の際、上寺より上座に着坐することが可能であつたわけで、寺格買得制度にもとづく本願寺ヒエラルヒーは由緒伝統に拘泥せず、それを否定する要素を持つものであつたと考えられるのである。

寺格昇進が官金によつて可能であつたということから容易に右のごとく推定することが出来るはずであるにもかかわらず、従来近世仏教史の主流はそのような考え方をしていない。それはおそらく前記加賀藩のごとき本末構成が研究者の念頭にあり、上寺は下寺に対し伝統的に優れているだけでなく、巨家数||経済力においても圧倒的に優勢であるという考え方が作用して長州藩のケースを無視していたからではなからうか。

例えば柏原祐泉氏は「官金制による」とはいえ、買得しうる末寺には自ずから限界があつた¹⁴⁾として中世以来の在有力寺院のみが寺格昇進に乗り出したように説明しておられるが、このような考え方の起るのは加賀藩的な寺院を中心に考えるからではなからうか。

ただ、森岡清美氏だけは若干この点に着目しておられるらしく「上寺必ずしも下寺より格段に多い門徒を有したわけではないから、上寺の存在は昇進のために、また昇進礼金の取納のために、却つて障害となることもあり、上寺下寺関係はこうした面からも動揺して来るのであ¹⁵⁾」(傍点筆者)と述べておられる。ここに氏もまた上寺下寺の本末制度と寺格制度とが矛盾する可能性のあつたことを感じておられると考えられ

第6表 上寺より下寺の方が寺格が高くなつている例

上 寺				下 寺			
寺 号	所在地	巨家数	寺 格	寺 号	所在地	巨家数	寺 格
明齋寺	美祢郡岩永	戸 110	余 間	徳照寺	大津郡浅田	戸 138	内 列
光円寺	阿武郡三見	110	余 間	正岸寺	美祢郡赤村	100	内 列
見龍寺	豊浦郡殿居	78	一本二	法船寺	豊浦郡瀬戸	200	本 二
等覚寺	美祢郡岩永	64	脇	専正寺	阿武郡福井	165	内 列
				正覚寺	阿武郡福井	102	余 間

るが、ただ「上寺必ずしも下寺より格段と多い門徒を有したわけではないから」という消極的表現をされておるところから見るに、下寺の方が上寺よりも多くの巨家を擁し、寺格においても上寺を追い越す場合があったとまでは考えておられないのではなからうか。しかしながら、專想寺史料はそれが現実に行なわれていたことを示している。即ち第六表から明らかなごとく、下寺の方が上寺よりも上位の寺格に昇進していたケースも長州藩ではあり得たのである。ここには完全に由緒・伝統よりも経済力が尊重される世界があったと見てよい。つまり、近世本願寺教団には、一方において中世的伝統寺院を本末関係における上位寺院として尊重しながらも、また反面にはその中世的権威を否定し、現実を動かす経済力⇨実力を重視する世界が開かれていたのである。従って寺格昇進運動こそ伝統を持たぬ地方新興寺院が、身分制度の固定化した封建社会にあって公然と行なえるほどんど唯一の身分志向運動であり、さればこそ地方寺院の住職は代々生涯をかけて寺格昇進運動に励んだのである。

四

專想寺史料に長州藩内で最高の寺格を有する寺院として記載されている宇部教念寺が、寺格昇進のために近世中期以降、如何に努力したかについては同寺所蔵の「教念寺記録」に丹念に記されており、この点に関してはすでに別稿¹⁰⁾で述べたので詳述はさけるが、この史料を一読するだけでも、江戸時代の末寺住職ならびに門徒にとつて寺格昇進が如何に魅力あるものであったかが十分察知出来る。

例えば同寺はほぼ享保年間までに真宗寺院としての設備を完備し、その頃から第九代住職観節は飛簷・余間両官昇進のための運動を開始するが、しかし、財政面で難行をきわめ観節より二代後、十一代豊英代安永年間に至つてやっとこれに成功したのであつた。この間、住職は勿論、大旦那紀藤氏をはじめとする全門徒が如何に熱烈に資金徵達運動を展開したかは次の一節からもうかがえる。

当主（豊英）先師ノ遺命ヲ守リ身命ヲ擲ツノ思ヒ止ムコトヲ得ス、明和九年六月二八日講中に対シ件ノ旨趣ヲ演説スルニ各感心ノ余リ同意シ諸村へ沙汰スルニ金額衣服等ノ寄附益会ヲ限リ集ル所凡十貫目ト云ヘトモ……（後略）

これほどの熱の入れようだけに寺格昇進の朗報に接したときの門徒の感激もまた格別であつたらしく、その有様を次のごとく記している。

正月八日ノ朝宇部草江着船、寺内物門徒中一同ニ両官（飛簷・一代余間官）成就ハ思ヒモヨラス、何卒拜借ニテ飛簷官ハナルヘキ歟ト申シ合ヒケル

ニ案内ノ昇進肝ヲツフシケル、去八月発足ヨリ以来他門ノ風評区々ナル中ニモ悪口ナトシタリシ者トモ大ニ恥入門中ノ老若ノ満悦数万人ノ出入、諸客酔狂目ヲ驚シ手舞足踏ニナキ計ナリ……（後略）

少々の誇張表現があるにしても右の史料から身分関係の固定化した封建社会の庶民にとつて、庶民自らの力である程度夢が実現出来る寺格昇進運動が如何に魅力的であつたかがうかがわれるのである。

近世本願寺教団には、一方に幕権によつて支えられた動かし難い本末制度があると共に、また一方にはこのような末寺門徒の夢を実現出来る機構が備わつていたことにわれわれは注目する必要があるのではなからうか。

むすびにかえて

近世仏教史、なかならず近世真宗教団史の研究はこの数年来長足の進歩をとげた。しかしながら、近世本願寺教団をして単に「幕藩的政治支配のなかに組み入れられ」た「没個性的」な教団¹¹⁾としてのみ評価し、その中に躍動的な性格を全然認めようとなしな通説的見解には必ずしも賛成出来ない。

右のような見解は北陸方面の真宗寺院を中心に考えた場合はほぼ正しいのである。しかし、西日本中心に教団を眺めるとき、そこには容易に賛成し難い点が多く感じられる。その一例として本稿では本末制度と寺格の問題を扱ったのであるが、その結果として近世本願寺教団には中世的権威を否定し、絶えず変動を続ける近世社会の現実に対応して行こうとする世界が開かれていたこと、またそれ故にこそ一般庶民が積極的に本山への接近運動⇨寺格昇進運動に参加したことを見て来た。

勿論、このことだけから本願寺教団をすぐれて革新的、近代的であつたと結論することは早計である。一面においてはきわめて保守的・権威主義的であり、「近世民衆を支配する政治組織の末端を担う¹²⁾」面のあつたことも忘れてはならない。しかしながら、単に本末関係と寺格の問題にとどまらず、その他の面においてもなお封建社会内においては珍しく非伝統的な側面を持つていたことを忘れてはならないのではなからうか。

例えば近世中期以降、本山教学が顕著な発展を示したことはしばしば強調されているところであるが、この本山教学発展のために最大の貢献をした安芸国の学侶の多くは必ずしも伝統的大寺院の出身者ではなかつたのである。この点に関しては私自身、更に今後研究を進めてみたいと思つているが、ともかく右のことが

らは、伝統もなく経済力もない末寺僧侶にとつては学力による出世の道が本願寺教団内に開けていたことを物語るものではなからうか。

近世本願寺教団に革新的な性格と保守的な性格と両面のあることを強調したが、この両者が混合して明治における本願寺絶対主義が確立されたのではなかつうか。

私は右のように解釈してこそ近世仏教と近代仏教の連続面を把握出来るのではないかと思う。

註(1) 拙稿「近世的寺院の成立とその本質―真宗寺院における『長州型』の考察―」(『仏教史学』第一一巻第三・四合刊号)ならびに拙稿「真宗寺院の近世的形態―聖俗分離と均等寺院の成立をめぐる―」(『近世仏教』第三巻第二・三合刊号)参照。

(2) 笠原一男・川崎庸之編『宗教史』(『体系日本史叢書18』所収)「第八章 幕藩体制の成立と宗教の立場」(柏原祐泉)二八四頁。

(3)(4) 同右『宗教史』二八一頁―二八三頁。

(5) 『近世仏教』第二号。

(6) 拙稿「近世本願寺教団の確立過程―主として中国地方の場合について―」(『近世仏教』第四号)。

(7) 山口県文書館所蔵、享保から元治年間にわたって社寺の由緒を録上したものの。

(8) 前掲拙稿『仏教史学』および『近世仏教』所載論文参照。

(9) 拙稿「本末制度解体の一過程」(宮崎円遵博士還暦記念論文集『真宗史の研究』所収)。

(10) 山口県文書館所蔵。

(11) 金沢市立図書館所蔵。

(12) 前掲『宗教史』二八四頁。

(13) 宇部教念寺所蔵。

(14) 「近世仏教教団の構造的変化―本願寺教権の形態を中心として―」(『近世仏教』第二号)。

(15) 『真宗教団と「家」制度』五六五頁。

(16) 拙稿前掲(註9)論文。

(17) 前掲『宗教史』二八二頁。

〔追記〕本稿は昭和四十一年度文部省科学研究助成費による調査の一部をなすものである。

なお、調査にあれつては貴重な史料の披見を快く許された大内秀麿・兼安英麿の両氏ならびに山口県文書館・金沢市立図書館の関係者各位にお世話になった。紙面をかりて厚くお礼を申しあげたい。

(歴史教室)

(昭和四十一年六月三十日受理)